鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の危険度の応急的な判定(以下「応急危険度判定」という。)を行う鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)を知事が認定し、登録することに関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「判定士」とは、地震後における被災建築物の応急危険度判定の作業を行うために必要な知識及び経験を有する者として知事が認定し、登録したものをいう。

(判定士の資格)

- 第3条 判定士の資格は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。
 - (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3の規定による建築施工管理技術検定に合格した者(以下「建築施工管理技士」という。)、又は知事が判定士としての能力を有すると認めた者であること。
 - (2) 鳥取県内に居住し、又は勤務する者であること。
 - (3) 判定士の養成を目的とした講習(以下「講習」という。)を修了した者であること。

(認定の申請)

- 第4条 判定士として認定を受けようとする者は、様式第1号による認定申請書を次に 掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。
 - (1) 写真(申請前6月以内に脱帽し無背景で正面から上三分身を写したもので縦3.0cm、横2.5cmのもの。以下同じ)2枚(同一のものに限る)
 - (2) 建築士法第5条第2項に規定する建築士免許証の写し、建築施工管理技士に係る技術検定合格証明書の写し又は実務経歴書(様式第6号)
- 2 認定の申請は、前条の要件を満たした者でなければ行うことができない。

(判定士の認定)

- 第5条 判定士の認定は、前条の申請に基づき知事が行うものとする。
- 2 知事は、判定士として認定したときは、判定士認定台帳に登録し、判定士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。
- 3 前項による認定の有効期間は、登録した日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。この場合において、有効期間満了までに第10条の届出がない場合は登録の更新の意思があるものとみなし、判定士認定台帳に更新した旨を記載するとともに、登録証を交付するものとする。
- 4 前項の登録証を交付された判定士は、自ら当該登録証に写真を貼り付けるとともに、有効期限の満了した旧登録証を破棄しなければならない。

(講習)

- 第6条 知事は、講習を実施し、又はあらかじめ指定するものとする。
- 2 講習の主催者は、講習を修了した者を、講習修了者台帳に登録し、受講修了証を交付するものとする。

(判定士の任務)

- 第7条 判定士は、地方公共団体又は被災建築物の所有者等の依頼により、応急危険度 判定を行うものとする。
- 2 判定士は、応急危険度判定の作業中は、常時、登録証を携帯するものとする。

(変更の届出)

- 第8条 判定士は、認定申請書に記載した事項に変更が生じたときは、様式第2号による変更届を、速やかに知事に届け出なければならない。
- 2 氏名の変更により届け出るときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 写真1枚
 - (2) 旧登録証
- 3 建築士法第4条に規定する免許証又は建築施工管理技士に係る技術検定合格証明 書の変更により届け出るときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 建築士法第5条第2項に規定する建築士免許証の写し又は建築施工管理技士に 係る技術検定合格証明書の写し

(登録証の再交付)

- 第9条 判定士は、登録証を紛失し、又は棄損したときは、様式第3号に写真1枚を添付して登録証の再交付を申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証再交付を行うものとする。

(認定の辞退)

- 第10条 判定士は、認定を辞退しようとするときは、様式第4号による辞退届に登録証 を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、判定士認定台帳から抹消するものとする。

(死亡の届出)

- 第11条 判定士が死亡したときは、その相続人は様式第5号による死亡届に登録証を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、判定士認定台帳から抹消するものとする。

(認定の取消し)

- 第12条 知事は、判定士が次の各号のいずれかに該当した場合は、判定士の認定を取消 し、登録を抹消することができる。この場合、知事は当該判定士にその旨の通知をす るものとする。
 - (1) 第3条第1項第1号又は第2号の要件に適合しなくなったとき
 - (2) その他知事が不適当として認めたとき
- 2 前項の通知を受けた判定士は、登録証を知事に返納しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、判定士の認定に関し必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年11月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前に登録された判定士については、第5条第3項の規定に基づく登録有効期間は、従前の例による。

付 則

この要綱は、平成27年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年8月4日から施行する。

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 氏 名

印

電話番号

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱第4条第1項に基づき、判定士とし ての認定を由誌します。この認定書に記載の東頂は、東宝に相違もりません

| て マンロ | | 丁 門 | しより。こり | | 山戦ップザラ | いみ、ヨ | 7 7 10 | THE | | 10 ₀ | |
|-------|-------------|-----|-------------------------------|---------------|------------------------|-------------|-------------------|-----|------|-----------------|-----|
| 生 | 年 月 | 日 | 大・昭・平 | 年 | 月 | 日 | 性 | 別 | 男 | • | 女 |
| 建 | 築 | 士許 | 免許の種類 | 一級 | 二級 | • | 木造 | | | | |
| 免 | | | 登 録 | 大臣 | 都道 | 府県(| |) | 發録番号 | (|) |
| | を施 エ | . 管 | 免許の種類 | 1級 | · 2級 | | | | | | |
| | 支士免 | | 登 録 | 番号 | (| |) | | | | |
| 知事 | が認め | た者 | 実務経験2 | 年以上・ | 建築行政 | 長員・ | 国等 | で耐 | 震実務其 | 期間 1 | 年以上 |
| 連 | 絡 | 先 | 住 所 語 電 話 携帯電話 電子メール | T | | (| <u>@</u> | | | | |
| 勤 | 務 | 先 | 名 称 住 所 : 電 話 電子メール | Ŧ | | (| @ | | | | |
| ш. | 液 | 型 | Α • | В • | ΑВ | • | О | (| |) | |
| 注) | 写直 | 重而 | に 氏名及び | ド提影 在日 | 日を記る | てくた | *** | | | | |

○添付書類

(1)写真2枚(同一写真(当該申請書用及び登録証用))

(2)建築士免許証の写し、建築施工管理技士免許証の写し 又は実務経歴書(様式第6号)

写 真 (貼付不要)

縦3.0cm×横2.5cm 6月以内、無帽、正面、 上三分身、カラー

※ 備考欄 ※ 認定欄 認定年月日 平成 年 月 日 号 認定番号

この欄には記入しないでください

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請事項変更届

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 登録番号

フリ ガナ 氏 名

囙

電話番号

下記のとおり、鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士の認定申請事項に変更がありましたので届け出ます。

| 変更に係わる事項 | 変 | Ę. | 更 | 前 | 変 | 更 | 後 |
|----------|---|----|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

- ○氏名の変更の場合は次の書類が必要です。
 - (1) 写真1枚(縦3.0cm×横2.5cm、無帽、正面、カラー)
 - (2) 旧登録証(紛失した場合を除く。)
 - (3) 建築士又は建築施工管理技士免許証の写し(免許証が変更になった場合)

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 登録番号

フリ ガナ 氏 名 印

電話番号

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱第9条の規定に基づき、次のとおり登録証の再交付を申請します。

再交付を申請する理由

○添付書類

- (1) 写真1枚(縦3.0cm×横2.5cm、無帽、正面、カラー)
- (2) 旧登録証(紛失した場合を除く。)

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定辞退届

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 登録番号

フリ ガナ 氏 名 印

電話番号

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱第10条の規定に基づき、判定士の 認定を辞退します。

辞退する理由

○添付書類

(1)登録証(紛失した場合を除く。)

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士死亡届

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 氏 名

印

続 柄

電話番号

下記の者は、平成 年 月 日死亡いたしましたので、鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱第11条の規定に基づき届け出ます。

| 登録番号 | |
|--------|--|
| (ふりがな) | |
| 判定士氏名 | |

- ○添付書類
 - (1) 登録証(紛失した場合を除く。)

実務経歴書(資格要件を実務経験による場合)

| | 勤務先(部課名まで)等 | 夫務性 実務内容 は | 地位 | まく 質俗安件を 夫務経過 在職期間 | | | | 建築実務の内容 | 建築実務の割合 | 実務期間 | |
|---|-------------------------------|---|-----|-----------------------|-----|-------|------|---------------------|---------|-------|-----|
| | 所在地(番地まで) 電話番号(現勤務先以外はすべて) | | 職名 | 年月~年月 | | 期間(a) | | (できるだけ具体的に記入して下さい。) | (b) | (a×b) | |
| | 勤務先名 | | | • | ٠ | 年 | か月 | | % | 年 | か、 |
| 1 | | | | • | • | 年 | か月 | | % | 年 | か |
| | 所在地 | | | • | • | 年 | か月 | | % | 年 | か |
| | | 010101101101101101101101101101101101101 | | • | • | 年 | か月 | | % | 年 | カ |
| | 電話番号 | | | • | | 年 | か月 | | % | 年 | か |
| 2 | 勤務先名 | | | • | • | 年 | か月 | | % | 年 | か |
| | | | | • | • | 年 | か月 | | % | 年 | か |
| | 所在地 | | | • | • | 年 | か月 | | % | 年 | カ |
| | | | | • | | 年 | か月 | | % | 年 | カ |
| | 電話番号 | | | • | | 年 | か月 | | % | 年 | カ |
| | 勤務先名 | | | | | 年 | か月 | | % | 年 | か |
| 3 | | | | • | | 年 | か月 | | % | 年 | か |
| | 所在地 | | | • | | 年 | か月 | | % | 年 | カ |
| | | | | • | | 年 | か月 | | % | 年 | |
| | 電話番号 | | | • | | 年 | か月 | | % | 年 | カ |
| | | | | • | • | | | | | 年 | カュ |
| | 実務 | 期間の合計(上 | 記1~ | ~ 3 Ø § | 実務期 | 間の含 | 合計を右 | 欄に記入して下さい。) | | + | /3* |

実務経歴書の実務内容コード表

| コード 番号 | 実務内容 |
|--------|--|
| 1 | 建築物の設計(建築士法第21条に規定する設計をいう。)に関する実務 |
| 2 | 建築物の工事監理に関する実務【工事監理者の立場の実務】 |
| 3 | 建築工事の指導監督に関する実務 【工事施工者の立場ではなく、建築主の依頼により第三者的立場から指導監督するもの】 |
| 4 | 建築一式工事(建設業法別表第一に掲げる建築一式工事をいう。)の施工の技術上の管理に関する実務【工事施工者の立場の実務】 大工工事(建設業法別表第一に掲げる大工工事をいう。)に関する実務建築設備(建築基準法第2条第三号に規定する建築設備をいう。)の設置工事の施工の技術上の管理に関する実務【工事施工者の立場の実務】 |
| 5 | 建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査に関する実務 【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】 |
| 6 | 消防庁又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務 |
| 7 | 建築物の耐震診断(建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に 規定する耐震診断をいう。)に関する実務 |
| 8 | 〈平成20年度以前(法施行日前)の大学院入学者〉 所定の大学院の課程での建築に関する研究 〈平成21年度以降(法施行日以後)の大学院入学者〉 所定の大学院の課程において、インターンシップ科目及びインターンシップ関連科目の単位を修得し、所定の要件を満たすもの |
| 9 | 官公庁等における営繕業務に関する実務 (上記の1~4、7のいずれかに該当するものに限る。) |
| 99 | その他、上記のいずれにも該当しないもの (実務の詳細分かる資料の添付が必要) |

- (注1) 建築士等の補助として当該実務に携わるものを含む。
- (注2)「建築実務の経験」には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる 庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験は含まない。